川崎市市民活動支援指針改訂檢討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 平成13年9月に策定された『川崎市市民活動支援指針』を社会環境の変化を反映し、より一層市民活動の活性化に資するものへ改訂することを目的に、川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 現行の市民活動支援指針の改訂に関すること。
- (2) 今後の市民活動支援のあり方に関すること。
- (3) その他市民活動支援に必要な事項に関すること。

(構成)

- 第3条 委員会は、委員10人以内をもって構成する。
- 2 委員は市民活動団体関係者、学識経験者及び公募の市民等から市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は委嘱日から平成27年3月31日までとし、委員が欠けた場合における 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会の招集)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(小委員会)

- 第6条 委員長は、委員会の円滑な運営を図るため、必要に応じて小委員会を置くことが できる。
- 2 小委員会の出席者は、委員の中から委員長が指名する。

(関係者等の出席)

第7条 委員会、小委員会において必要があると認めるときは、関係者及び参考人の出席 を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合企画局自治推進部において処理する。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員 会に諮って別に定める。

附則

この要綱は、平成25年8月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。